許認可等の内容		家庭的保育事業等の設置認可
根拠法令等及び条項		児童福祉法第34条の15第2項から同条第6項まで
標準処理期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
	根拠条項	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、
		「家庭的保育事業等の認可等について」(平成26年12月12日雇児
		発1212第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 9月25日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

- 1 児童福祉法(以下「法」という。)第34条の15第3項及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の根拠条項に規定する基準を満たしているときに認可することができる。
- 2 次に掲げる基準によって審査をする。社会福祉法人又は学校法人である場合は(4)の 基準に限る。
- (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会 的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - イ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定 により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな るまでの者であるとき。
 - ウ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - エ 申請者が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日 から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合

においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があ つた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又 はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者である かを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ず る者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。オにおいて同じ。) 又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役 員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの を含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があ つた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日か ら起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消 しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由と なった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者 による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該 家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、エ本文に規定す る認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとし て厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- オ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下オにおいて同じ。) の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の 所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事 業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下オ において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者が その役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所 有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な 影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役 員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が 株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業 に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当 該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第58 条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経 過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取 消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防 止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備について の取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有して いた責任の程度を考慮して、オ本文に規定する認可の取消しに該当しないことと することが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当 する場合を除く。
- カ 申請者が、法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続 法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしない ことを決定する日までの間に法第34条の15第7項の規定による事業の廃止を

した者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- キ 申請者が、法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第34条の15第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ク カに規定する期間内に法第34条の15第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、カの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ケ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- コ 申請者が、法人で、その役員等のうちにアからエまで又は力からケまでのいず れかに該当する者のあるものであるとき。
- サ 申請者が、法人でない者で、その管理者がアからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 法第34条の15第4項及び栃木市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、栃木市子ども・子育て会議で家庭的保育事業等の認可について意見を聴く。